

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開会及び閉会日時

令和元年 11 月 19 日（火） 午前 10 時 開会
午前 11 時 05 分 閉会

2 開催場所

富士川町教育文化会館

3 出席及び欠席委員の氏名

出席委員 野中 正人 教育長 中村 高志 職務代理
大森きよ子 委 員 望月 正人 委 員
秋山 悦彦 委 員

4 議場に出席した事務局の職員の職氏名

教育総務課長 中込 浩司 生涯学習課長 深澤 千秋
教育施設整備統括監 渡辺 成昭 給食センター準備室長 大久保公生
総務学校担当リーダー 三好 健
社会体育担当リーダー 望月 大輔 社会体育担当リーダー 石坂 裕樹

5 傍聴人及び報道

なし

6 教育長報告

令和元年 10 月 26 日から令和元年 11 月 19 日までの事務事業について報告

【報告の要旨】

(1) 来年度就学児及び健診について

(2) 令和 2 年度採用・昇任管理職及び主幹教諭選考受験者の推薦について

各学校長より具申を受けた 13 人を推薦

(3) 太鼓フェスティバルについて

10 月 27 日開催 6 団体出演

(4) 管内小学校 3 校の交流事業の開催について

11 月上旬～下旬に 3 小学校で開催

(5) 山車巡行祭りについて（町制施行 10 周年記念）

11 月 4 日開催 小中 72 名参加

(6) 町駅伝大会について

11 月 10 日開催 49 チーム参加

(7) 町民文化祭文化展について

11 月 16～18 日まで開催

(8) 小中学校のあり方懇話会について

11 月 11 日に懇話会で取りまとめた意見書を教育委員会に提出

(9) 各種大会について

県中学校新人大会ほか

【委員了知】

7 会議に付した議案

議案第 19 号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 20 号 富士川町就学援助費対象者の追加認定について

8 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

9 議事の概要

(1) 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 6 号）について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。

事 務 局 資料により説明する。

議 長 ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(2) 富士川町就学援助費対象者の追加認定について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。

議 長 ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

10 協議事項

(1) 第 2 次富士川町学校規模適正化基本方針（案）について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 臨時会において検討した結果、修正した部分について説明する。

議 長 基本方針（案）についての意見を伺う。

委 員 修正したことにより、表現内容は、良くなったと思う。

事 務 局 小中連携の項目について、「分離型」の言葉は、小中一貫教育の形式を表すものであったので、方針内容から削除した。

議 長 他に方針（案）の修正等または、意見などはないか。

各 委 員 特になし。

事 務 局 今後の進め方については、基本方針（案）をパブリックコメントに出すことになる。期間は、1 ヶ月間を必要とするため、12 月 26 日から翌年 1 月 24 日までとする。ここで出された意見について、教育委員会の中でもう一度議論し、意見の内容を考慮した方針に修正等を行うかどうかを検討する。修正等がなければ、（案）を外し、第 2 次富士川町学校規模適正化基本方針となる。

議 長 今の説明で、質問・意見などはないか。

各 委 員 特になし。

11 報告事項の概要

(1) 峡南地区ことばの教室共同設置協議会の名称変更について

議 長	事務局から説明を求める。
事 務 局	名称変更の概要について説明する。
議 長	ことばの教室共同設置協議会の名称変更についての意見を伺う。
委 員	通級指導教室という言葉が分かりにくいように思える。
事 務 局	「通級指導」という言い方が正式な表現ですが、規約では「ことばの教室」としている。支援が必要な児童生徒に対し、各学校の授業以外の時間帯に、別の場所へ通って指導を受けることから、通級指導教室となっている。
委 員	「ことばの教室」が「ことばと発達のサポートルーム」に替わることでよろしいのか。
事 務 局	近隣市町でも「サポートルーム」との呼び方が多くなっている。
委 員	学校内では、通級指導の言葉を使っているのか。
事 務 局	教職員の中では使っている。ただし、特別支援クラスの子が普通クラスの中に入って授業を受けることは「交流」と呼んでいる。

【委員了知】

(2) 峡南地域教育支援センターの共同設置について

議 長	事務局から説明を求める。
事 務 局	現在行われている「やまなみ教室（不登校児童生徒の支援教室）」の共同設置について説明する。
議 長	教育支援センター共同設置についての意見を伺う。
委 員	4町とは、どの町を指しているのか。
事 務 局	南部町を除く、市川三郷町、身延町、早川町及び富士川町となる。
議 長	教員の配置はどの様になっているのか。また、何人通っているのか。
事 務 局	県からの加配教員が1名配置されている。富士川町では、三珠教室に2名が通っている。対象者の不登校児童生徒は少なくはないが、保護者の送迎が必要であることや、学校に行きたがらない子を通わせるので、保護者の協力がないとなかなか通うことができない。
委 員	やまなみ教室を希望しても、送迎はしてもらえないのか。それでは、公共交通機関が無い地域なので通いにくいのではないのか。
事 務 局	保護者が送迎するか、自分で行くしか他に手段がない状況である。
委 員	やまなみ教室に通ったことで、効果があった生徒はいるのか。
事 務 局	教室に通い、高校受験を受けた生徒の報告はあった。
委 員	精神的な部分において、支援を受けた子もいるのか。
事 務 局	個別の学習指導や色々な相談を行うなどの支援は実施している。
委 員	町単独での配置は難しいものか。

事務局 県では、それぞれ市町で実施する事業であると考えているが、峡南地区の場合、共同で行ってきたことから、今年度まで教職員を配置してもらえたと考えている。当初、教室の設置場所については、不登校の学校から遠い所の方が通いやすいとの意見もあった。

【委員了知】

(3) 教育四者の要望について

議長 事務局から説明を求める。
事務局 11月11日町長に提出された要望書について項目ごとに説明する。
議長 教育四者による要望者についての意見を伺う。
全委員 特になし

12 その他

(1) 令和2年成人式について

議長 成人式について説明を求める。
事務局 資料により説明する。記念講演の講師について、事務局で予定していた方の都合が悪くなり、急きょ他の人を探している。相応しい方を知っていたらお知らせ願いたい。
議長 知的障害者が参加する「スペシャルオリンピック」に関わる話が出る、舩木上次氏がいる。
委員 大道芸人として、以前話題になった増穂南小卒業生の小嶋祐樹氏が、挫折を経験しながらも、スペインのバグパイプの演奏者として世界大会で優勝した話題のある方がいる。
議長 2名候補者が出てきたが、事務局でどちらか決めてもらえれば、連絡をとるようにする。

【委員了知】

(2) 第10回富士川町駅伝大会の結果について

議長 駅伝大会の結果について説明を求める。
事務局 資料により説明する。
議長 前年度と状況が変わった所は何か。
事務局 6人で全区を走るが、平林区間が無くなり、全長は18.5kmから16.5kmと2km短くなった。

【委員了知】

(3) 県小中学校体育連盟からの依頼について

議長 地教委連会長として、小中体育連盟峡南地区の代表から、大会参加費用を町が予算化して負担できるように、各地教委への働きかけを依頼された。その内容は、中学生の選手権及び新人戦において、参加費をとっていたが、県からの負担が減ることにより、予

算面で大会運営が難しいことから、総体についても参加費の負担をお願いする通知を、各学校長あてに出されている。峡南地区の全地教委へ話をしてもらいたい内容であったが、他の町まで話ができないと回答した。予算化については、事務局で検討してもらいたい。

事務局 予算化について、検討する。

【委員了知】

13 今後の日程について

事務局 資料により説明する。

【委員了知】

14 議決事項

議案第 19 号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 20 号 富士川町就学援助費対象者の追加認定について

15 その他教育長が必要と認めた事項

なし

16 その他

○会議規則第 16 条第 1 項による会議の次第は別紙のとおり。

○次回教育委員会 定例会 12月23日（月）午後4時

会議録署名

教 育 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

教 育 委 員 会 定 例 会 次 第

日時：令和元年11月19日（火）午前10時～

会場：富士川町教育文化会館 3階会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第19号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第6号）について

議案第20号 富士川町就学援助費対象者の追加認定について

6 協議事項

（1）第2次富士川町学校規模適正化基本方針（案）について

7 報告事項

（1）峡南地区ことばの教室共同設置協議会の名称変更について

（2）峡南地域教育支援センターの共同設置について

（3）教育四者の要望について

8 その他

（1）令和2年成人式について

（2）第10回富士川町駅伝大会の結果について

9 今後の日程について

10 閉 会

1、来年度就学児及び健診について

来年度小学校へ入学する児童を対象に、学校就学時健診を10月26日に実施しました。本年度の対象児童は110名ですが、1日で行うことができました。

知能検査では、吟味検査13名でしたが、検査の結果、軽度2名となりました。

現時点で特別支援学級への入級は3名（情緒）であります。ボーダーラインの児童が多くある状況です。（日本語の理解力が不足児童数は0名、保育園等に通園しない児童は0名です）

2、令和2年度採用・昇任管理職及び主幹教諭選考受検者の推薦について

令和2年度採用・昇任管理職等の受験者の推薦を、10月末日までに行いました。本年度の改正では、最近の管理職の減少が見込まれることから、受験者の資格要件を、教頭選考、在職17年以上を10年以上に引き下げられました。

本町管内においては、各学校長より受験者の具申を受けた結果、校長受検に3人、教頭受検に9人（内女性1人）、主幹教諭受検に1人が推薦され、これを受けて地教委として、県教育委員会へ全員10月30日に推薦を行った。

（受検日程等は、別紙要領のとおり）

3、太鼓フェスティバルについて

富士川町太鼓フェスティバルが10月27日にますほ文化ホールで開催されました。

このフェスティバルは、「山梨県ふるさと太鼓祭り」及び「日本太鼓ジュニアコンクール県予選」を合わせて実施しており、太鼓祭りに6団体、ジュニアコンクールには1団体が出場、ジュニアコンクール県選考において、参加した「勝山中学校太鼓部」富士河口湖町が全国大会へ出場することとなりました。

なお、全国大会は、来年3月22日（日）、名古屋市で開催されます。

4、管内小学校3校の交流事業の開催について

○11月6日 増穂小学校 地域から共に学ぶ会

身近な地域を見つめ直し、学び、地域の良さや尊さを再認識する機会として、各学年がそれぞれのテーマのもと、地域の方々の協力をいただくなかで、学習の成果の発表やほうとう作りなどの体験が行われました。

○11月16日 鰯沢小学校 ふれあい発表会

オープニングを6年生全員による琴の演奏と全校合唱を行い、開会式後は、各学年による学習発表など、日頃の練習の成果を発表しました。

○11月30日 増穂南小学校 ゆずっ子文化祭（予定）

作品展示、合唱、民話創作劇「馬頭天神」音楽鑑賞会（コーラスグループ「たんぽぽ」のコンサート）を行う予定。

なお、10月29日に鰯沢中学校、11月14日には増穂中学校の合唱発表会がそれぞれ開催されました。

5、山車巡行祭りについて

町制施行 10 周年記念事業の山車巡行祭りは、11 月 4 日快晴の中で実施され、大勢の参加を得ることができました。

管内小中学校からは、鰍沢中学校 1・2 年生が「鰍沢ばやし」の演奏者として 44 名参加したほか、山車の引手を募集したところ、28 名の小中学生から応募があり、それぞれの山車へ参加しました。

また、コース上に設けられたイベントコーナーでは、8 団体の芸能発表が行われました。

6、富士川町駅伝大会について

町駅伝大会は、11 月 10 日晴天に恵まれ、スタート・ゴールを今年から「いきいきスポーツ公園」富士川まつりの会場として開催されました。

8 時 50 分に中学女子の部、8 時 55 分に支部対抗の部、9 時に一般・中学男子・招待の部がスタートし、熱戦が繰り広げられる中、参加者全員が完走することができました。

参加チームは、支部対抗の部 11 チーム、一般の部 3 チーム、招待の部 9 チーム、中学男子の部 16 チーム、中学女子の部 10 チームの 49 チームでありました。

支部対抗の部では、最勝寺支部が優勝し、一般の部では、増中ティーチャーズが 6 連覇を達成しました。

(各部門の成績は、別紙のとおり)

7、町民文化祭文化展について

富士川町民文化祭の文化展は 11 月 16 日から 18 日までの 3 日間、町民会館で開催しました。12 部門 1,198 点、644 名の出品があり、486 名の来館者がありました。

また、10 月 26 日には、街角の音楽会が開催され、増穂小学校吹奏楽クラブやジュニアクワイアの合唱発表をはじめ、ピアノ連弾や合唱、ハーモニカ独奏など個人、団体合わせて 19 組の出演があり、多くの来場者があり盛会に開催されました。

6、小中学校のあり方懇話会報告について

8 月 20 日から開催してきた、富士川町小中学校のあり方懇話会は、合計 3 回の意見交換会を開催し、出された意見を取りまとめ、11 月 11 日に教育委員会へ意見書が提出されました。

これを受け、教育委員会では、11 月 13 日に臨時教育委員会を開催し、意見内容の確認・精査を行い、これまで検討してきた小中学校規模適正化基本方針の再検討を行いました。

7、各種大会について

別紙のとおり

各種表彰関係報告

増穂中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
11月2日	県中学新人大会	弓道	男子団体	2位	増穂中学校	1, 2年
			女子団体	3位	増穂中学校	1, 2年
			男子個人	2位	佐野憲進	2年
			女子個人	3位	中田萌花	2年
10月27日		バドミントン	男子団体	3位	増穂中学校	1, 2年
10月24日	県交通安全弁論大会			努力賞	堀口絢乃	3年
10月9日	火災予防ポスターコンクール			努力賞	熊谷樹	2年
9月26日	読書感想文コンクール			佳作	櫻井結花	1年
				佳作	深澤日和	1年
				佳作	佐野七葉	2年
				佳作	片田眞斗	2年
				佳作	齊藤葵	3年
				佳作	石原颯希	3年
				入選	山本峻也	3年
12月8日	全国中学生人権作文コンテスト			優秀賞	小河内真奈加	3年
				奨励賞	石原颯希	3年
11月15日	税についての作文		県納税貯蓄組合総連合会長賞		山本峻也	3年
10月27日	県理科自由研究発表会				金丸千莉	3年

鯉沢中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
10/26・27	県中学新人大会	バドミントン	男子ダブルス	2位	杉山 遥斗 藤井 伶羽	2年
				3位	小林 楽 田上 莉玖	2年 1年
			女子ダブルス	1位	望月 愛生 渡邊 杏	1年
			女子シングルス	1位	望月 愛生	1年
			男子団体	1位		
10月	防火ポスターコンクール	—	中学校の部	最優秀賞	佐野 歩	1年
11月3日	県中学校新人大会	空手	男子中学1年組手	優勝	志村 遙彦	1年
			女子中学2年組手	優勝	青沼 未優	2年

令和2年度採用・昇任

山梨県公立小・中学校の管理職及び主幹教諭の選考に関する要領

1 目 的

この要領は、山梨県公立小・中学校の管理職及び主幹教諭の選考に関する要綱に定める他、選考に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 学校をとりまく社会状況の変化や学校教育の現状と課題に適切に対応できる見識と人格を備えた人材の確保を図る。
- (2) 管理職の登用に当たっては、登用地域の実態をふまえた学校経営・運営能力及び健康を備えた人材の確保を図るために、全県的な人事交流を行う。
- (3) 主幹教諭の登用に当たっては、学校運営に関する企画立案・連絡調整能力及び健康を備えた人材の確保を図るために、学校・地域の実態をふまえた人事交流を行う。
- (4) 上記人材を得るために、市町村組合教育委員会と十分協議し、長期的展望に立った慎重な選考を行うよう努める。

3 市町村(組合)教育委員会の推薦

- (1) 市町村(組合)教育委員会は、管理職及び主幹教諭の推薦をする場合は、学校長の意見を聞き、令和元年10月30日までに、校長、教頭及び主幹教諭ごと、推薦順位順(男女混合)に指定の用紙に記入し、各教育事務所(県教育委員会締切11月1日)に推薦するものとする。
- (2) 県教育委員会は、令和元年11月12日までに受検者を決定し、該当市町村(組合)教育委員会あて、通知するものとする。

4 受検資格

- (1) 受検者の資格要件(年齢は令和2年4月1日現在)
 - ・校長選考 50歳以上 58歳以下 教頭経験 3年以上(相当を含む)
 - ・教頭選考 45歳以上 57歳以下 在 職 10年以上
 - ・主幹教諭選考 45歳以上 54歳以下 在 職 10年以上
- (2) 受検回数は、管理職及び主幹教諭とも制限を設けないものとする。
- (3) 教頭選考受検者であつて、主幹教諭選考受検の資格を有する者は、主幹教諭選考を受検できるものとする。
- (4) 在職年数は、公立学校の正規教員、私立学校の正規教員、期間採用教員、事務局等、組合専従の在職期間を含み、6箇月以上の端数がある場合は切り上げるものとする。
(教諭在職年数・教頭経験年数は、令和2年3月31日現在で記入する。)

5 登用予定数

校長及び教頭については、本年度末の校長及び教頭の退職者数及び学校数等を、主幹教諭については、学級数等を考慮し、登用予定人数を定めるものとする。

(令和元年度末 退職校長 77 名、退職教頭 12 名)

6 選考検査

選考検査は、次により実施するものとする。

区 分		選 考 方 法
一次選考	校長	筆答試問 論述問題(800 字)、60 分
	教頭	筆答試問 論述問題(800 字及び 400 字) 記述問題、120 分
二次選考	校長	面接試問 20 分
	教頭	面接試問 20 分 (主幹教諭選考通過の場合は 25 分)
	主幹教諭	面接試問 20 分 (教頭選考通過の場合は 25 分)

7 選考検査の実施日等

選考検査は次の日、場所で開催するものとする。

区 分		実 施 日	場 所
一次選考	校長	令和 元 年 11 月 24 日(日)	総合教育センター 県立大学池田キャンパス
	教頭	午前：校長、午後：教頭	
二次選考	校長	令和 2 年 1 月 8 日(水)、9 日(木)、10 日(金)	甲府市和戸 「山梨県立青少年センター」 と「リバース和戸」
	教頭及び 主幹教諭	令和 2 年 1 月 15 日(水)、16 日(木)、17 日(金)	

8 選考結果

(1) 一次選考結果

県教育委員会は、令和元年 12 月 17 日までに面接試問受検者を決定し、該当市町村(組合)教育委員会あて、通知するものとする。

(2) 二次選考結果

令和 2 年 3 月末の人事異動の発令をもって行うものとする。

9 その他

選考に係る事務は、県義務教育課が行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 17 日から施行する。

月 日	時 間	場 所	内 容
10月26日	10:00	文化ホール	街角の音楽会
"	12:45	町民会館	就学時健康診査
26日	20:00	増穂小グラウンド	ソフトボールナイターリーグ閉会式
27日	13:00	文化ホール	富士川町太鼓フェスティバル
28日	9:00	役場会議室	定例監査
30日	10:00	町議場	臨時議会
"	13:30	須玉町	県秋季教育委員研修会
31日	7:30	町内学校	朝のあいさつ運動
11月4日	9:00	町内	町制10周年記念事業 山車巡行祭り
6日	13:30	増穂小	地域から共に学ぶ会
7日	9:30	教文館	学校経営研究会
"	7:30	町内学校	朝のあいさつ運動
10日	9:00	いきいきスポーツ公園	駅伝大家、富士川まつり
11日	9:30	町長室	教育四者から要望活動
12日	15:00	身延文化ホール	異校種連携セミナー
14日	8:00	富士市	富士市資料館視察
16日	13:00	鰍沢小	鰍小ふれあい発表会
6日～18日	9:00	町民会館	文化祭文化展
17日		穂積区	ゆずの里まつり
"		五開区	大柳川もみじまつり
18日	15:00	鰍沢中	学校保健委員会
19日	10:00	教文館	定例教育委員会

令和元年度 一般会計補正予算要求（第6号 12月定例議会提出）

教育総務課

（歳入）

15 款）国庫支出金 2 項）国庫補助金 4 目）教育費国庫補助金

2 節）幼稚園就園奨励補助金

幼稚園就園奨励費補助金 △1,043 千円

16 款）県支出金 1 項）県負担金 3 目）教育費県負担金

1 節）教育費負担金

私立幼稚園等施設等利用費負担金 1,712 千円

（歳出）

10 款）教育費 1 項）教育総務費 2 目）学校費

13 節）委託料 学校給食費管理システム構築業務 1,650 千円

20 節）扶助費 子育てのための施設等利用給付費 2,058 千円

令和元年度 一般会計補正予算要求（第6号 12月定例議会提出）

生涯学習課

（歳入）

16 款) 県支出金 3 項) 委託金 4 目) 教育費委託金
1 節) 移譲事務委託金 文化財保護移譲事務 $\Delta 14$ 千円

21 款) 諸収入 3 項) 雑入 3 目) 雑入
1 節) 雑入 一般社団法人ふじかわ過年度利益剰余金 109 千円

（歳出）

10 款) 教育費 5 項) 保健体育費 2 目) 社会体育施設費
18 節) 備品購入費 いきいきスポーツ公園管理棟備品購入費 6,827 千円
利根川公園テニスコート審判台購入費 294 千円

10 款) 教育費 7 項) 町民会館費 1 目) 町民会館管理費
11 節) 需用費 町民会館非常誘導灯修繕 174 千円

令和元年度富士川町就学援助費対象者の追加認定について

令和元年11月19日

学校名	現在認定者数	今回認定者数	合計認定者数
増穂小学校	22	2	24
増穂南小学校	6	0	6
増穂中学校	16	0	16
鰍沢小学校	9	0	9
鰍沢中学校	6	0	6
区域外	1	0	1
計	58	2	62

峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の一部改正について

○概要

峡南地区5町で共同設置していることばの教室は、昭和47年に言語障害のある児童生徒の言語治療センターとして富士川町立鯉沢小学校に併設されましたが、現在は言語障害のある児童生徒に限らず、学習障害や情緒障害等の児童生徒についても、学校教育法施行規則第140条に基づき、通級による指導を行っております。現在の「ことばの教室」という名称は、対象を言語障害のある児童生徒に限定しているとの誤解を招きかねないことから、名称等を指導の実態に合うように「通級指導教室」と変更して利用者に分かりやすいものとするため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約を変更するものであります。

峡南地域教育支援センター共同設置規約について

○概要

現在、峡南地区の不登校等の課題を持つ児童生徒のための相談及び適応指導を行うため、山梨県の不登校指導加配教員により「やまなみ教室」を設置しております。しかしながら、令和2年度から不登校指導加配教員が配置されないこととなるため、地方自治法第252条の7第1項の規定により、町独自で不登校等の児童生徒を受け入れる教室を設置している南部町を除く4町で、峡南地域教育支援センターを共同設置するものであります。

峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約の一部を改正する規約
峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約(昭和 47 年規約第 5 号)の一部
を次のように改正する。

題名中「ことばの教室」を「通級指導教室」に改める。

第 1 条中「学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 75 条第 1 項第 6 号に規定する者のうち言語に障害のある者」を「学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 140 条に規定する者」に、「ことばの教室」を「通級指導教室」に改める。

第 2 条中「峡南地区ことばの教室」を「峡南地区通級指導教室(以下「通級指導教室」という。)」に、「言語治療センター」を「ことばと発達のサポートルーム」に改める。

第 3 条第 1 項中「峡南地区ことばの教室」を「通級指導教室」に、「「峡南地区ことばの教室共同設置協議会」」を「峡南地区通級指導教室共同設置協議会」に改める。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「治療対象者」を「通級対象者」に改める。

第 7 条第 1 項、第 9 条(見出しを含む。)、第 10 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 11 条中「ことばの教室」を「通級指導教室」に改める。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約新旧対照表

新	旧
峡南地区<u>通級指導教室</u>共同設置協議会規約 (共同設置) 第1条 西八代郡下及び南巨摩郡下の町(以下「<u>峡南地区</u>」という。)は、広域教育行政の一環として共同して、<u>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する者</u>のため、<u>通級指導教室</u>を設置する。 (名称及び所在地) 第2条 この教室は、<u>峡南地区通級指導教室</u>(以下「<u>通級指導教室</u>」という。)といい、<u>峡南地区のことばと発達のサポートルーム</u>として富士川町立鯉沢小学校に併設する。 (協議会及び役員) 第3条 <u>通級指導教室</u>の運営を図るため<u>峡南地区通級指導教室共同設置協議会</u>(以下「<u>協議会</u>」という。)を設置し、委員及び会長を置く。 2～5 略 第4条 略	峡南地区<u>ことばの教室</u>共同設置協議会規約 (共同設置) 第1条 西八代郡下及び南巨摩郡下の町(以下「<u>峡南地区</u>」という。)は、広域教育行政の一環として共同して、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条第1項第6号に規定する者のうち言語に障害のある者</u>のため、<u>ことばの教室</u>を設置する。 (名称及び所在地) 第2条 この教室は、<u>峡南地区ことばの教室</u>といい、<u>峡南地区の言語治療センター</u>として富士川町立鯉沢小学校に併設する。 (協議会及び役員) 第3条 <u>峡南地区ことばの教室</u>の運営を図るため「<u>峡南地区ことばの教室共同設置協議会</u>」(以下「<u>協議会</u>」という。)を設置し、委員及び会長を置く。 2～5 略 第4条 略

(<u>通級対象者</u>) 第5条 この教室の<u>通級対象者</u>は、次の児童生徒とする。 (1) 峡南地区の小中学校に在籍する児童生徒 (2) その他必要と認める者 2 略 第6条 略 (一般的事務に要する経費の負担) 第7条 <u>通級指導教室</u>に要する経費は、富士川町の予算に計上しなければならない。 2～3 略 第8条 略 (<u>通級指導教室</u>の会計事務等の管理執行) 第9条 <u>通級指導教室</u>の会計事務等管理執行については富士川町の条例規則等を準用する。 (<u>通級指導教室</u>に関する条例、規則及びその他の規定) 第10条 富士川町は、<u>通級指導教室</u>に関する条例、規則及びその他の規定を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町と協議しなければならない。	(<u>治療対象者</u>) 第5条 この教室の<u>治療対象者</u>は、次の児童生徒とする。 (1) 峡南地区の小中学校に在籍する児童生徒 (2) その他必要と認める者 2 略 第6条 略 (一般的事務に要する経費の負担) 第7条 <u>ことばの教室</u>に要する経費は、富士川町の予算に計上しなければならない。 2～3 略 第8条 略 (<u>ことばの教室</u>の会計事務等の管理執行) 第9条 <u>ことばの教室</u>の会計事務等管理執行については富士川町の条例規則等を準用する。 (<u>ことばの教室</u>に関する条例、規則及びその他の規定) 第10条 富士川町は、<u>ことばの教室</u>に関する条例、規則及びその他の規定を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町と協議しなければならない。
--	--

2～3 略	2～3 略
(補則) 第 11 条 この規約に定めるものを除くほか、 <u>通級指導教室</u> に関し必要な事項は協議会委員が協議して定める。	(補則) 第 11 条 この規約に定めるものを除くほか、 <u>ことばの教室</u> に関し必要な事項は協議会委員が協議して定める。

峡南地域教育支援センター共同設置規約
(共同設置する地方公共団体)

第1条 市川三郷町、早川町、身延町及び富士川町(以下「関係団体」という。)は、共同して教育支援センターを設置する。

(名称等)

第2条 前条に規定する教育支援センターは、やまなみ教室という。

2 やまなみ教室は、三珠教室及び身延教室とする。

(所掌業務)

第3条 やまなみ教室の所掌業務は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導に関する業務とする。

(所在地)

第4条 やまなみ教室の所在地は、次のとおりとする。

(1) 三珠教室 西八代郡市川三郷町上野 2714 番地 2 三珠総合福祉センター内

(2) 身延教室 南巨摩郡身延町丸滝653番地 身延地区公民館大河内分館内

(職員の選任方法)

第5条 やまなみ教室の職員は、関係団体の長が協議により定めた職員について、市川三郷町(以下「幹事団体」という。)の長がこれを選任する。

2 やまなみ教室の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 幹事団体の長は、第1項の規定によりやまなみ教室の職員を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の長に通知しなければならない。

4 幹事団体の長は、やまなみ教室の職員に欠員が生じたときは、速やかにその旨を他の関係団体の長に通知するとともに、第1項の規定によりやまなみ教室の職員を選任する。

(負担金)

第6条 やまなみ教室に関する関係団体の負担金の額は、関係団体の長が協議して定める。

2 早川町、身延町及び富士川町は、前項の規定による負担金を、幹事団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期は、関係団体の長が協議して定める。

(やまなみ教室に関する予算)

第7条 やまなみ教室に関する予算は、幹事団体の特別会計中に計上するものとする。

(やまなみ教室に関する決算)

第 8 条 幹事団体の長は、やまなみ教室に関する決算を幹事団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、他の関係団体の長に報告しなければならない。

(やまなみ教室に関する関係団体の諸規程)

第 9 条 やまなみ教室に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(やまなみ教室の職員の身分取扱い)

第 10 条 幹事団体の長は、やまなみ教室の職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他やまなみ教室の職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ他の関係団体の長と協議しなければならない。

(やまなみ教室の職員の懲戒処分等)

第 11 条 幹事団体の長は、やまなみ教室の職員の懲戒処分をする場合及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ他の関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第 12 条 この規約に定めるものを除くほか、やまなみ教室の担任する業務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

月 日	時 間	場 所	内 容
11月20日	13:00	県教育センター	県下教育長、教育委員会議
24日	9:40	みさき耕舎	氷室の郷ふれあいまつり
26日	13:30	町民会館	老壮大学
27日	13:30	県民文化ホール	県社会福祉大会
29日	19:30	役場本庁舎	子ども子育て会議
29日	15:00	町民館	南巨摩郡学校保健大会
30日	9:00	増穂南小	ゆずっ子文化祭
30日-1日		県内	県下一周駅伝
30日	16:00	道の駅	ラン&ウォーク大会交流会
12月1日	7:30	道の駅	ラン&ウォーク大会
〃	8:00	いきいきスポーツ公園	増穂杯サッカー大会(スポ少)
3日	19:30	教育文化会館	図書館管理運営検討委員会
4日	9:30	教育文化会館	校長会
4・7日	19:30	町民会館	庁舎建設町民説明会
5日	10:00	南巨摩合同庁舎	教職員人事異動説明会
5日	19:30	町民館	冬季青少年育成推進会議
6日	10:00	議場	議会開会・提案
8日	9:00	町民体育館	ソフトバレーボールフェスティバル
9日	9:00	議場	一般質問
10日	10:00	議場	質疑
11-12日	13:30	教文館	学校予算ヒアリング
13日	10:00	議場	討論・採決・閉会
15日	10:00	町民会館	ふじかわカップ小学生将棋大会
19日	13:30	町民会館	老壮大学
25日		教文館	教育委員会定例会